

# わくわくあおもり子育てプラン

青森県次世代育成支援行動計画

後期計画

(平成22年度～平成26年度)

青 森 県

「心ゆたかに、たくましく、  
思いやりをもったやさしい子ども

やさしく見つめて子どもを守り、  
思いやりをもって子どもを育てる  
和気あいあいとした家庭

あたたかく、広い心で、子どもを  
ほめて励ます、ふれあいあふれる地域社会」

青森の豊かな自然の中で、自然の息吹を聞き、自然にふれ、自然の中で心豊かに育つ。

歴史の中に連綿と流れる先人の偉大さ、力強さ、知恵を受け継ぎ、未来に向けて希望と夢に心躍らす。

青森の豊かな文化の中で、家族や地域の人達に温かく見守られながら育ち、いきいきと瞳輝く子どもたち。

青森県は、子どもたちを豊かな環境の中で産み育てられる「最適の地」であり、憧れの的でありたいと思っています。

県では、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりをめざし、平成17年2月に、前期5か年の計画として、青森県次世代育成支援行動計画「わくわくあおもり子育てプラン」を策定したところであり、今回、社会情勢の変化や県民ニーズにより的確に対応するため、現行プランを見直した後期5か年計画を策定しました。

策定に当たっては、子どもを取り巻く環境の厳しさや子どもたちの成長を支える家庭・地域への支援を考慮しながら、子どもの養育を社会が責任をもって行う仕組みの充実や、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現という視点を明確にした施策目標を掲げています。

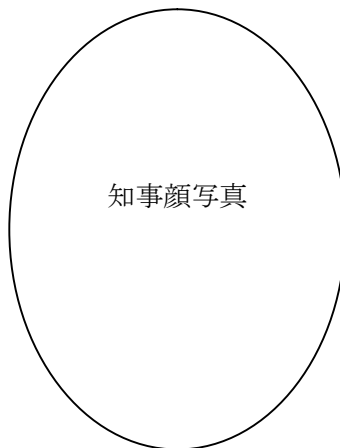
子どもたちは、未来の青森県づくりの原動力であり、その子どもたちを産み、育て、成長させることは、未来を創り上げることです。

県では、今後、当プランに沿って、次代を担う子どもが健やかに生まれ育つことを総合的に支援する社会づくりに、県民の皆様と共に取り組んでいきますので、皆様の御協力と御参加をお願いいたします。

当プランの策定に当たり、貴重な御意見や御提言をくださった県民の皆様、青森県次世代育成支援対策推進協議会の委員の皆様をはじめ、関係者の方々に心からお礼申し上げます。

平成22年2月

青森県知事 三村申吾



知事顔写真

# 【 目 次 】

## I 本編

ページ

<b>1 わくわくあおもり子育てプランの概要</b>	1
1. プラン策定の趣旨	1
2. プランの性格・位置づけ	1
3. プランの役割	1
4. プランの期間	2
5. プランの進行管理	2
<b>2 総論</b>	3
第1章 本県の子どもと家庭を取り巻く状況	3
第2章 青森県がめざす子どもと親と地域が共に育ち、支え合う社会	7
1 基本理念	7
2 基本的視点	7
3 基本目標	8
4 施策の体系	9
<b>3 各論</b>	10
第3章 子育てを楽しめる社会の実現に向け、取り組む施策	10
1 安心して子どもを産み育てるために ―家庭での子育てを支援します―	11
(1) 母性並びに子どもの健康の確保及び増進	12
(2) 地域における子育て支援サービスの充実	13
(3) 障害のある子どもへの支援の充実	14
(4) 子どもへの虐待防止対策の充実	14
(5) 様々な環境にある子どもへのきめ細かな取組の推進	15
2 健やかに心豊かに育つように ―豊かな心、命を大切にすることを育む支援と健全育成を推進します―	18
(1) 子どもの権利擁護の推進	19
(2) 次代の親の育成の推進	19
(3) 子どもの生きる力、豊かな心の育みの支援	19
(4) 少年非行や不登校などに対する対策の充実	21
(5) 命を大切にすることを育む環境づくりの推進	22
(6) 自然とふれあう体験交流の促進	22
3 働きながら子どもを育てるために ―仕事と子育ての両立を支援します―	25
(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）実現のための働き方の見直し	26
(2) 仕事と子育てを両立させるための基盤整備	26
(3) 農山漁村における子育て環境づくりの推進	27
4 安全・安心な子育てをするために ―子どもが安全に生活できる環境づくりを支援します―	29
(1) 子どもの安全の確保	30
(2) 子育てを支援する生活環境づくり	31
(3) 子どもの非行防止と健全な社会環境の形成	31
5 みんなが子育てに参加するために ―子育てをみんなで支える地域社会づくりを推進します―	33
(1) 地域における子育てネットワークづくりの推進	34
(2) 学校・家庭・地域の連携強化による社会全体の教育力の向上	34
(3) 普及啓発活動の推進	35
(4) 推進体制の整備	35
6 施策の目標	37

## I 本編

### 1 わくわくあおもり子育てプランの概要

#### 1. プラン策定の趣旨

本県の将来を担う子どもたちが、豊かな自然の中で地域の人たちに温かく見守られ、のびのびと心豊かに育つことは、県民すべての願いです。

しかし、急速な少子化の進行は、地域社会の活力低下や若年労働力の減少など、本県の未来社会の発展に重大な影響を及ぼすほか、子ども自身の自主性や社会性を損なうなど、子どもの成長に与える影響も心配されています。

この少子化の流れを変えるため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体及び企業は10年間の集中的・計画的な取組を推進することとなりました。本法律では、地方公共団体及び企業が各々「行動計画」を策定することになっています。

本県では、この行動計画として、平成17年2月に、平成21年度までの5か年を計画期間とする「わくわくあおもり子育てプラン（青森県次世代育成支援行動計画）」を策定し、県民の一人ひとりが安心と幸せを実感し、希望と喜びを持って子育てができるように、地域での支え合いを大切にしていくことを計画の基本理念に掲げて、社会全体で次代を担う子どもが健やかに生まれ育つことを総合的に支援するための取組を様々展開してきました。

しかし、本県も含め、我が国の少子化は急激な進行を続け、平成19年12月には国における次世代育成支援の新たな方向性や目標として「子どもと家族を応援する日本」重点戦略が取りまとめられ、就労と出産・子育ての二者択一構造の解消のために「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とその社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として進めていくことが必要であるとされました。

これらを踏まえ、本県では、「わくわくあおもり子育てプラン」の内容を見直し、平成22年度から平成26年度までを計画期間とする新たな計画を策定しました。

#### 2. プランの性格・位置づけ

- (1) このプランは、次世代育成支援対策推進法第9条第1項に基づき、本県のすべての子育て家庭を対象に、これから本県が進めていく次世代育成支援施策の方向性や目標を総合的に定めたものです。
- (2) このプランは、これまでの本県の次世代育成支援行動計画である「わくわくあおもり子育てプラン」（前期計画）における取組との継続性を保っており、また、保育所保育指針の告示化により、保育所における取組の充実・強化がより一層求められていることから、保育所における各種の取組を支援するための「保育所における保育の質の向上のためのアクションプログラム」と一体的に作成しています。
- (3) このプランは、「青森県地域福祉支援計画」や「青森県基本計画未来への挑戦」の実現を次世代育成支援の視点から推進する計画として位置づけています。

#### 3. プランの役割

このプランは、行政だけでなく、事業者、県民の方々がそれぞれの立場で取り組むための指針として策定されています。

- ・県は、計画の総合的かつ効果的な推進に努めます。
- ・市町村に対しては、計画に沿って、県との一体的な取組を期待します。

- ・国に対しては、地方公共団体との連携のもと、計画が示す施策について、必要な措置と事業の推進を期待します。
- ・事業者には、雇用する労働者が、家庭と仕事との両立が図られるよう雇用環境の整備に努め、計画の推進に協力することを期待します。
- ・県民の皆さんには、計画の内容について理解と協力を得るとともに、自主的、積極的な活動を期待します。

#### 4. プランの期間

次世代育成支援対策推進法では、平成17年度を初年度とし、平成26年度を最終年度とする10か年計画を立てることとしています。本計画は、平成17年度から平成21年度までの前期5か年を第1期とする前期計画を平成21年度に見直し、平成22年度からの後期5か年を第2期とする後期計画として定めたものです。

なお、今後、様々な状況の変化などにより見直しの必要性が生じた場合には、適宜、見直しを行います。

平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
前期計画期間（前期計画）									
				見直し	後期計画期間（後期計画）				

#### 5. プランの進行管理

このプランの推進に当たっては、子育てに関連する多くの分野と連携を図りながら取り組むことが必要とされます。そのため、「青森県次世代育成支援対策庁内推進会議」を設置し、全庁的な体制の下、部局横断的に、各年度において実施状況を一括して把握・点検するとともに、子育てに関する団体や民間の有識者等で構成する「青森県次世代育成支援対策地域協議会」と連携しながら、その後の対策を検討します。また、毎年少なくとも一回、このプランの実施状況等をホームページ等に掲載して公表するとともに、県民の皆様の御意見等をいただきながら、その後の対策の実施やプランの見直しなどに反映させて進行管理を行います。

## 2 総論

### 第1章 本県の子どもと家庭を取り巻く状況

平成 17 年 2 月の「わくわくあおもり子育てプラン」（前期計画）策定以降、子どもと親と地域が共に育ち、支え合う社会に向けて、様々な取組を展開してきました。その結果、前期計画の策定時からみると着実に改善した分野がある一方、いまだ課題が残されている分野があります。また、近年の我が国の社会環境の変化に伴い、本県の子どもと家庭を取り巻く環境も大きく変化しています。この変化が、子どもの成長や子育てのあり方にも影響を与えています。

#### 1 少子化の動向

**子どもの数と生産年齢人口が減り続けています。**

本県の人口は、昭和 60 年をピークに減少しています。平成 20 年 10 月 1 日現在の推計人口は 139 万 4,806 人ですが、平成 47 年には 105 万 1 千人になると予測されています。14 歳以下の年少人口は昭和 30 年をピークに減少しており、平成 9 年には老年人口が年少人口を上回りました。年少人口は平成 7 年から 17 年にかけて市部で 11 %、町村部で 41 %減少しており、町村部で急激な少子・高齢化が進んでいます。また、平成 20 年は、平成 19 年に比べて、出生数が 25 人上回る 10,187 人、合計特殊出生率も 0.02 上回る 1.30（全国平均 1.37）となっていますが、平成 18 年以降、本県の合計特殊出生率は全国平均を下回り続けており、このまま少子化が進むと、生産年齢人口の減少が更に進むこととなります。

⇒ 資料編：[資料 1] 人口の推移、出生の動向

注：合計特殊出生率とは、15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計した数値で、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。

#### 2 婚姻と出産の動向

**晩婚化や未婚化の進行が出生率の低下に影響を与え続けています。**

婚姻率は昭和 45 年以降低下し続け、平成 20 年は 4.6 と全国平均 5.8 より低く全国 43 位となっています。平均初婚年齢は、男女ともに戦後ほぼ一貫して上昇しており、平成 20 年の平均初婚年齢は男 29.8 歳、女 27.9 歳で、生涯未婚率は男性の未婚率の上昇が著しく、平成 17 年には 16.70 と全国平均（15.96）を上回っています。母の年齢別出生率をみると、20 歳代の出生率は平成 7 年から平成 17 年にかけて約 65%減少し、出産年齢は 30 歳代へと移ってきています。

⇒ 資料編：[資料 2] 婚姻の動向、晩産化・少産化の動向

注：婚姻率とは、人口千あたりの婚姻数です。

平均初婚年齢とは、結婚式を挙げたとき、または同居を始めた時の早いほうの年齢の平均です。

生涯未婚率とは、45 歳から 54 歳の未婚率の平均のことです。

#### 3 家族の状況

**世帯の規模が小さくなり、子どものいる世帯も減り続けています。**

本県の世帯数は平成 17 年には 50 万 9,107 世帯で、平均世帯人員は 2.75 人で減少傾向が続いています。世帯類型別では、核家族世帯の割合が 54.2 %であり、3 世代世帯の割合が平成 7 年の 20.1 %から平成 17 年には 15.2 %と大きく減少しています。18 歳未満の子どものいる世帯は 28.3 %にまで低下しています。

⇒ 資料編：[資料 3] 世帯の動向

## 4 女性の就労状況

**女性の就業割合が高まり、仕事と子育ての両立支援の更なる充実が求められています。**

女性の就業者は、全就業者数の 44.4 % を占めています。20 歳以降の女性の労働力率はどの年代も全国の女性より高くなっており、働いている女性が多いといえます。また、女性労働力率の特徴である M 字型カーブが見られています。女性が結婚出産後も社会参画するための両立支援策の充実が望まれます。産業別の女性就業者の割合は、医療・福祉や卸売・小売業が多く、職業別では、事務や生産工程・労務が多くなっています。

⇒ 資料編：[資料 4] 就労状況、産業・雇用の状況

注：労働力率とは、15 歳以上人口に占める労働力人口の割合のことです。

M 字型カーブとは、出産育児により女性が非労働力化することが多い 25～39 歳において労働力率が低下する現象のことです。

## 5 地域の状況

**都市部の人口が増加を続け、地域コミュニティの活性化が求められています。**

本県の人口について、平成 17 年の国勢調査の結果を基に市町村合併後の市部と郡部の人口比率をみると人口比は約 3 対 1 となっています。特に青森、弘前、八戸の三市の占める割合は、合併後は約 2 分の 1 となっています。また、第 1 次産業の就業者割合が減少して第 3 次産業の割合が高まっています。市部への人口集中、就業構造の変化がみてとれます。地域コミュニティについては、近所同士の助け合い、高齢者などへの支援、子どもの健全育成などを重要な役割と考える県民が多いですが、住んでいる地域コミュニティが機能しているかについては、「機能している」と感じる割合が 44.8 % にとどまっています。同じ地域で暮らす住民同士の出会い、ふれ合い、支え合いの関係づくりを広げていくことが求められています。

⇒ 資料編：[資料 5] 地域の特性

## 6 子どもの心身の状況と生活の実態

**乳児死亡率の改善がみられるが、子どもの成長に応じた健康と健全育成が課題となっています。**

本県の平成 15 年の乳児死亡率は 3.8（全国 3.0）でしたが、平成 20 年は 2.1（全国 2.6）となっており、総合周産期母子医療センターをはじめとした周産期医療の環境整備等による改善がみられています。同センターの更なる充実はもとより、保健と医療の連携強化や母体の保護、子どもの頃からの正しい生活習慣の形成がより一層必要となっています。また、近年、子どもの遊びは室内での遊びが多く、屋外での遊びや自然体験が少なくなっています。遊び場については、平成 13 年と平成 20 年を比べると、友達の家での遊びが減少をみせ、商店街やデパートでの遊びが増加しています。子どもの居場所を地域住民や関係者等が意識し、地域全体で子どもの健全な育成に配慮し、人間的ふれあいに満ちた遊び場づくりが求められています。

⇒ 資料編：[資料 6] 子どもの心身の発育・発達の状況、子どもの年齢別生活時間・居場所の状況

注：乳児死亡率とは、出生千あたりの生後 1 年未満の死亡数のことです。

## 7 子どもをめぐる問題

**児童虐待や非行等の様々な問題により、きめ細かな対応を必要とする子どもが増えています。**

児童虐待相談件数は平成 17 年度以降増加傾向を示し、平成 20 年度は過去最高の 445 件となっています。平成 19 年度の不登校児童数は小学校 209 人、中学校 1,304 人となっています。小学校は 200 人強で推移していますが、中学校は平成 17 年度以降増加傾向を示しています。少年非行では、平成 15 年に検挙・補導された少年 2,049 人に対し、平成 20 年は 1,140 人と大幅に減少していますが、このうち、小学生が 75 人、中学生が 501 人、高校生が 407 人、中高生の占める割合は 79.6 %となっています。中高生の占める割合はここ数年同様の傾向が続いており、前年より高校生の検挙・補導数が増加しています。

⇒ 資料編：[資料 7] 子どもをめぐる問題の動向

## 8 要保護児童への支援の状況

**家庭的環境での支援、自立に向けた支援が求められています。**

本県では、要保護児童対策地域協議会が全 40 市町村に設置され、住民に身近な市町村における児童家庭相談業務の体制整備が図られてきています。また、本県の児童相談所は、児童福祉司 1 人当たりの担当人口が平成 21 年 4 月 1 日現在で 33,411 人となっており、全国平均の 52,623 人よりも少なく、きめ細かな支援を行うための体制強化が図られています。虐待を受けた子ども等、家庭において適切な養育を受けられない、社会的養護を必要とする子どもについては、可能な限り家庭的な環境の下で愛着関係を形成しつつ養育を行うことが重要ですが、本県の平成 20 年度の里親等委託率は 11.8%（全国 10.4%）となっており、社会的養護体制の充実を図る観点からもより一層の拡充・推進が求められています。また、施設に入所している子どもについては、子どものプライバシーに配慮した適切なケアを行い、他者との関係性が回復できるようきめ細かな支援をしていくことが求められています。

⇒ 資料編：[資料 8] 児童虐待防止対策の状況、社会的養護体制の状況

注：里親等委託率とは、社会的養護が必要な子どものうち、里親家庭や小規模住居型児童養育事業所（ファミリーホーム）で暮らす子どもの割合のことです。

## 9 仕事と生活の調和をめぐる状況

**男女を問わず、仕事と生活の調和を実現できる環境づくりが求められています。**

男女の家庭での家事・育児時間は、依然として大きな差がありますが、土曜日・日曜日の男性の家事・育児時間に若干増加の動きがみられます。育児休業制度については、事業所の規模に比例して規定されているところが多くなっていますが、10 人未満の事業所の 5 割はまだ育児休業制度が無い状況にあります。平成 20 年の中小企業等における育児休業の取得率は、出産した女性の 76.7 %と全国平均の 90.6 %と比べると著しく低い水準となっており、男性の利用者はいない状況にあります。また、女性が仕事と子育てを両立するためには、子どもの病気やけがの際の休暇、産前産後の休暇、育児休業の十分な取得等が必要となっています。

⇒ 資料編：[資料 9] 子育ての実態、育児休業制度の利用状況等、子育てに関する保護者の意識

## 10 地域の子育て支援サービスの提供状況

**地域の子育て支援サービスの更なる充実が求められています。**

平成 21 年の保育所定員は 32,071 人、保育所数は 471 で、保育所普及率は全国平均より高く、保育サービスの充実が進んできており、平成 21 年 4 月の保育所待機児童数は 28 人となっています。平成 20 年度の放課後子どもプランは 36 市町村 308 か所を実施され、このうち放課後児童クラブは 27 市町村で 215 クラブ、放課後子ども教室は 25 市町村で 93 教室が活動しています。地域子育て支援拠点事業は平成 20 年度は 29 市町村 103 か所を実施しています。地域の関係を大切にしながら人間関係を広げていくための支援が求められています。

⇒ 資料編：[資料 10] 保育サービスの提供状況と利用の動向、地域における子育て支援の基盤整備の状況、豊かな心を育み、命を大切にする心を育むための環境づくりや地域の連携

注：数値は、中核市を含んだ数字です。

放課後子どもプランとは、放課後や週末等に子どもたちが安全で安心して、健やかに育まれるよう、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」（放課後子ども教室）と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」（放課後児童クラブ）を一体的あるいは連携して実施するものです。

### 3 各論

#### 第3章 子育てを楽しめる社会の実現に向け、取り組む施策

この章では、子育てに希望と喜びを持ち、子育てを楽しめる地域社会の実現に向け、平成26年度までの5年間に取り組む5つの基本方向とその施策目標について掲げています。

後期計画の計画期間5年間を通じ、各部局が子どもたちを産み、守り、そして成長させることについて緊密に連携し、切れ目のない肉厚の支援体制の構築に総合的に取り組みます。

##### 1 安心して子どもを産み育てるために 一家庭での子育てを支援します一

妊娠から出産、学齢期に至る保健・医療・福祉施策、家庭や地域での子育てを支援する施策に取り組みます。

##### 2 健やかに心豊かに育つように

###### 一豊かな心、命を大切にする心を育む支援と健全育成を推進します一

子どもの教育と、子どもの豊かな心、命を大切にする心を育み、次代の親の育成を支援する施策に取り組みます。

##### 3 働きながら子どもを育てるために 一仕事と子育ての両立を支援します一

仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直し、多様な働き方に対応した子育て支援環境づくりについての施策に取り組みます。

##### 4 安全・安心な子育てをするために 一子どもが安全に生活できる環境づくりを支援します一

子どもを犯罪や交通事故、その他の不慮の事故などから守り、安全に生活できる地域環境づくりについての施策に取り組みます。

##### 5 みんなが子育てに参加するために 一子育てをみんなで支える地域社会づくりを推進します一

子育てを社会全体で支援するために、学校・家庭・地域の連携強化による社会全体の教育力の向上や地域のネットワークづくり、プランの推進体制整備についての施策に取り組みます。

# 1 安心して子どもを生き育てるために

## － 家庭での子育てを支援します －

妊娠から出産、学齢期に至る保健・医療・福祉施策、家庭や地域での子育てを支援する施策に取り組みます。

施 策 目 標	重 点 施 策
母性並びに子どもの健康の確保及び増進	子どもや母親の健康の確保 食育の推進 思春期保健対策の充実 小児医療の充実 小児慢性特定疾患治療の推進 不妊治療対策の充実
地域における子育て支援サービスの充実	地域における子育て支援の総合的な推進 子育てに関する学習機会・情報提供の充実 地域における子育て支援者の養成と資質の向上 子育ての経済的支援の検討
障害のある子どもへの支援の充実	特別支援教育の充実 障害のある子どもへの支援の充実
子どもへの虐待防止対策の充実	子どもへの虐待未然防止対策の推進 子どもへの虐待に対する心のケア・治療体制の充実
様々な環境にある子どもへのきめ細かな取組の推進	社会的養護を必要とする子どもに対する施策の充実 ひとり親家庭に対する支援の充実 苦情解決システム等の構築

## (1) 母性並びに子どもの健康の確保及び増進

安心して子どもを産み育てられる環境づくりのためには、乳幼児と妊産婦の心身の健康づくりを進める母子保健が重要な役割を果たしています。本県の重要課題である乳児死亡率の改善を図るため、母子保健対策と周産期医療体制の充実が不可欠です。また、国が提示した21世紀の母子保健のビジョンであり、国民運動計画である「健やか親子21」の4つの課題を克服するための施策を推進します。次代の親となる思春期の子どもたちに対しての保健対策を充実させ、さらに、支援を要する児童への対応などきめ細かな取組を推進します。

### ① 子どもや母親の健康の確保

- ・総合周産期母子医療センターを核とする周産期医療施設間のネットワークを効果的に運営し、全ての妊産婦、新生児が適切な医療を受けられる体制を整えることにより、安全な妊娠・出産を支援します。
- ・母体管理や育児支援など母子保健情報の提供や母子保健に関する学習機会の提供に努めます。
- ・妊娠、出産についての悩み相談に応じるとともに、育児不安の解消を図るための環境づくりを進めます。
- ・高リスク妊産婦等を支援するため、医療及び保健機関の連携体制の充実強化を図ります。
- ・妊娠・出産を契機に禁煙した母親が再喫煙しないよう新生児訪問を通じて適切に指導する体制を整備します。

### ② 食育の推進

- ・乳幼児からの正しい食事の摂りかたや望ましい食習慣の確保により、食を通じた健康づくりや人間性の育成を図るため、意識啓発活動や調査研究を推進し、食育の理解の促進に努めます。
- ・学校給食をとおして生涯を通じて健康に過ごすための望ましい食生活のあり方についての意識を培うよう努めます。
- ・いただきます！あおもり食育県民運動を推進し、農林水産業・食文化体験による食育の推進を図ります。

### ③ 思春期保健対策の充実

- ・思春期における乳幼児とのふれあい体験の実施など、市町村において母性・父性をかん養する育児教育の推進を支援します。
- ・学校との連携による一貫した保健教育体制の確立を目指すため、保健所において保健・教育関係者の育成研修、思春期関係者の連携推進会議を実施します。
- ・学校が地域の医師等の専門家と連携し、健康教育のための支援に取り組みます。
- ・保健所、市町村等における児童本人や家族の相談体制の整備に努めます。
- ・人格の基本である人間の性について、科学的な知識を得るとともに、生命の尊重、男女平等の精神に基づき、性に関する正しい判断力や適切に選択する能力を身につけさせ、行動選択ができるよう、性についての教育を推進します。
- ・思春期における子どもの心の健康に関して、子ども自身が気軽に相談でき、また親の適切な対応を支援する体制づくりを、学校保健との連携により推進します。
- ・思春期における薬物乱用防止教育等を推進し、広報啓発活動に努めます。

### ④ 小児医療の充実

- ・小児医療の関係者による、地域にふさわしい小児救急医療体制のあり方や体制整備の方向性を協議調整する協議会を開催し、小児救急医療体制の充実策について検討を進めます。
- ・青森県保健医療計画に基づき、総合的な医師確保対策を推進しながら、地域の医療資源の状況を踏

まえて小児医療連携体制の確保・充実に努めます。

#### ⑤ 小児慢性特定疾患治療の推進

- ・小児慢性特定疾患の児童の健全な育成を支援するため、小児慢性特定疾患の治療研究事業を推進し、医療の確立と普及を図り、医療費の負担軽減を図ります。
- ・小児慢性特定疾患等の疾病による家族の不安や孤立感の軽減のため、保健・医療・福祉の連携を図り、適切な療育指導を実施します。

#### ⑥ 不妊治療対策の充実

- ・不妊に悩む男女に対し、不妊治療等に関する正しい知識や最新の治療情報を提供するため、専門機関による相談体制等の整備を図ります。
- ・特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）の経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療費助成事業を実施します。

### （２）地域における子育て支援サービスの充実

子育てに関する不安を解消し、多様な問題に総合的、重層的に対応する相談支援体制の整備を図るとともに、子育てに関する学習機会・情報提供を充実します。

また、家庭は、家族からの信頼と安らぎの中で、子どもの基本的な生活習慣や豊かな情操、自立心や社会的なマナーなどが育まれる場であり、全ての教育の出発点であることから、家庭の教育力を高めるための支援を行います。

さらに、子育てに関する経済的支援に努めます。

#### ① 地域における子育て支援の総合的な推進

- ・育児不安を抱える保護者の相談に応じることで子育て家庭の孤立感・疎外感を取り除き、社会的自立を支援する施策を推進するとともに、子育て中の保護者が気軽に集い、相互に交流できるスペースの提供や子育て情報の提供、子育てサークルや子育てボランティアの育成・支援などに努めます。
- ・子育て中の保護者が傷病、災害、出産、看護、介護や育児に伴う心理的、肉体的負担を解消するなどの事情により一時的に保育が必要となったり、疾病その他の理由により家庭で児童を養育することが一時的にできない場合に、一定期間児童養護施設などで養育を行う等の子育て支援を行います。
- ・必要な時に必要な保健・医療・福祉サービスが受けられるようにするために、市町村単位で構築、充実を図っている保健・医療・福祉包括ケアシステムを活用して、子育て支援サービスの総合的な推進を図ります。
- ・子ども、子育て、家庭教育に関する保健、医療、福祉、教育、警察等の相談機関の活動の充実を図るとともに、市町村と児童相談所等の専門機関の連携の強化を図り、地域に根ざした相談体制の充実を図ります。
- ・児童の健全育成の拠点施設である児童館において、子どもが自由に遊び、学習や様々な体験活動、地域住民との交流等を行うことができるよう、安全・安心な居場所づくりの推進を支援します。
- ・家庭における養育上の悩みや問題、子ども自身からの電話相談を受ける「子ども家庭支援センター総合相談事業」の充実を図ります。
- ・固定的な性別役割分担意識を解消するための意識啓発を図ります。

#### ② 子育てに関する学習機会・情報提供の充実

- ・思春期の子どもや親を対象とした学校等での講座の開催を進めるとともに、公民館などの社会教育施設、幼稚園での学習機会の充実を図ります。また、男性の参加を積極的に促進します。
- ・子育て情報誌の発行や出産・育児に関する諸制度についてのリーフレットの作成など、県民に対す

る情報提供に努めます。

- ・子育てに関する情報を、身近なところで提供する情報ボードの設置を推進するほか、こども救急電話相談、パパ・ママナビあおもり、子ども家庭支援センターのホームページにおける情報提供などにより、子育てに関する情報提供の充実を図ります。

### ③ 地域における子育て支援者の養成と資質の向上

- ・保育の質、保育士等の専門性の向上を図るため、研修体制の充実を図るとともに、保育実践者の調査研究を支援するなど、質の高い人材の安定的確保に努めます。
- ・県内の地域子育て支援拠点や放課後児童クラブの水准确保のため、相互に情報交換できる会議の開催や職員の研修を実施します。
- ・地域における子育て支援の担い手の資質の向上を図り、児童相談所や地域の関係機関との連携を強化し、市町村との一体的な活動を支援します。
- ・地域において相談活動に従事する児童委員・主任児童委員の活動の活性化を図るため、研修を強化します。

### ④ 子育ての経済的支援の検討

- ・乳幼児やひとり親家庭等への医療費の助成や、勤労者の生活の安定を図るため、育児休業を取得した場合に生活に必要な資金を低利で融資する制度など子育ての経済的支援に努めます。
- ・子どもを産み育てることに対する負担や不安感を軽減するため、企業等の協力を得て、子育て家庭等に対する割引等の優待制度の普及を推進します。

## (3) 障害のある子どもへの支援の充実

障害のある子どもに対して、早期からそれぞれの障害に応じた適切な治療、指導及び必要な支援を行うことにより、障害による生活上又は学習上の困難を改善・克服するとともに、子どもの可能性を最大限引き出し、自立と社会参加を目指した総合的な取組を推進します。

### ① 特別支援教育の充実

- ・様々な障害のある子どもの教育的ニーズに対し、総合的な教育的支援体制の整備を図り、子どもやその保護者、教員に対し、障害、養育、就学、学習、進路等について適切な助言や支援を行い、課題となっている状況の軽減・改善を図ります。
- ・特別支援教育の推進のため、教員の専門的知識や技能の向上及び指導力の充実を図ります。

### ② 障害のある子どもへの支援の充実

- ・身体障害のある子どもに対して、必要な医療の給付を行い、早期治療によって障害の軽減に努めます。
- ・知的障害のある子どもに対して、早期からの療育等総合的な支援体制の整備を推進します。
- ・自閉症等の発達障害のある子どもに対して、地域社会の理解を促進するとともに、早期発見・早期支援のための体制整備を推進します。
- ・発達障害のある子どもを含めて特別な支援を必要とする子どもの保育に関して、家庭及び保育所と地域の関係機関等との連携が適切に図られるよう支援します。

## (4) 子どもへの虐待防止対策の充実

子どもへの虐待は、子どもの健やかな発育・発達を損ない、心身に深刻な影響を与えることから、

県民一人ひとりがこの問題に理解と関心を持ち、地域一丸となった取組みを進める必要があります。子ども虐待の未然防止対策を推進し、早期発見、早期対応、子どもや保護者に対する治療や支援など切れ目のない総合的な支援を講じ、関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制づくりに積極的に取り組みます。

### ① 子どもへの虐待未然防止対策の推進

- ・子どもへの虐待を未然に防止するため、広報紙等による広報活動や県民を対象とした講演会の開催、映画の上映などにより、意識啓発に努めます。また、再発防止のために、被虐待児童や保護者への治療的な支援を強化します。

### ② 子どもへの虐待に対する心のケア・治療体制の充実

- ・子どもへの虐待の早期発見と子どもの保護者及び家庭への対応を可能とするため、一時保護所の機能も含め、児童虐待に関するアセスメントを的確に実施できるよう児童相談所の機能を一層強化し、きめ細かな対応を図ります。
- ・保育所、幼稚園等の子どもを預かる機関による早期発見体制を強化します。
- ・住民に身近な市町村の要保護児童対策連絡協議会の機能を強化するため、専門性向上のための人材養成研修を実施し、地域における相談支援体制の整備を進めます。
- ・医療、保健、警察、教育機関等により構成する青森県要保護児童対策連絡協議会や市町村や地域の関係者で構成される地域のネットワークを中心として、関係機関が適切に役割分担し、連携強化を図ります。
- ・児童虐待による死亡事例等が生じた場合は、地域特性を踏まえた検証作業を行い、必要な措置を講じることにより、死亡事例等の再発を防止します。
- ・乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設等において被虐待児などの入所児童に対する心理療法を実施し、処遇の充実を図ります。
- ・虐待を受けた子どもとその家族を対象に、家族の再統合を目指した治療体制の充実強化を図ります。

## (5) 様々な環境にある子どもへのきめ細かな取組の推進

家庭において適切な養育を受けられない、社会的養護を必要とする子どもやひとり親家庭など、様々な環境にある子どもや家庭に対する支援を充実します。

### ① 社会的養護を必要とする子どもに対する施策の充実

- ・乳児院や児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設等の児童福祉施設における処遇の充実、地域交流の推進、生活環境の充実を図ります。
- ・温かい家庭を提供し、健全な養育を行う里親制度を充実し、里親委託を推進するため、新規里親の開拓、里親に対する研修等支援の充実に努め、家庭的養護の推進を図ります。
- ・社会的養護の担い手となる人材を確保し、専門性を高める研修体制を整備します。
- ・被措置児童等虐待対応マニュアルを作成し、適切かつ速やかに対応できる体制を整備します。
- ・社会的養護を必要とする児童の自立支援に努めます。

### ② ひとり親家庭に対する支援の充実

- ・離婚の増加を踏まえ、子どもの最善の利益を尊重しながら親子が安定した生活を営むことができるよう、専門的な立場からの相談支援に努めます。
- ・一時的な病気などの際に家事や育児の介護人を派遣したり、帰宅の遅い親に代わって児童養護施設等で一時預かりするなど、ひとり親家庭の子育て支援を充実します。
- ・ひとり親家庭の経済的自立を図るため、就業支援、母子寡婦福祉資金の貸付事業、児童扶養手当の

支給、ひとり親家庭等の医療費の助成に努めます。

### ③ 苦情解決システム等の構築

- ・ 社会福祉事業者段階における苦情解決体制の充実を図ります。
- ・ 当事者間では解決できない福祉サービスに対する不満や苦情については、公正・中立な観点から第三者機関として設置された「青森県運営適正化委員会」で適切な解決を図ります。

## 取組の役割

### 【家庭・県民】

- ・妊娠・出産・育児・家庭教育に関する知識の習得
- ・子どもからの望ましい基本的生活習慣の形成
- ・地場の食材による健康で豊かな食生活など食に関する正しい知識と望ましい食習慣の形成による、食を通じた豊かな人間性の形成及び家族関係の構築

### 【地域】

- ・地域の関係機関の連携
- ・地域で子育てするためのサポート体制の充実
- ・NPO・ボランティア活動など福祉活動への参加
- ・食育推進ボランティア等による食生活改善指導の実施

### 【医療機関】

- ・安心・快適な妊娠・出産と不妊への支援
- ・小児が必要な時に必要な医療を受けられる体制の整備

### 【事業者】

- ・安心して子どもを産み育てることができる制度の充実
- ・安全に子どもを産み育てることができる職場環境づくりの推進

### 【行政】

- ・親と子の健康を確保する取組の推進
- ・地域や社会全体で子どもを産み育てることができる環境づくりの推進
- ・児童虐待防止対策の推進
- ・保護を要する子どもたち等への支援の充実
- ・障害のある子どもなどに対する支援体制の充実
- ・ひとり親家庭に対する支援の充実
- ・地域産物を活用した健全な食生活の推進

## 2 健やかに心豊かに育つように

### － 豊かな心、命を大切にすることを育む支援と健全育成を推進します －

子どもの教育と、子どもの豊かな心、命を大切にすることを育み、次代の親の育成を支援する施策に取り組みます。

施 策 目 標	重 点 施 策
子どもの権利擁護の推進	学校・家庭・地域における人権教育の推進  子どもの権利擁護の普及啓発
次代の親の育成の推進	思春期性教育の推進  若年者の職業能力開発と意識啓発活動の推進
※1 子どもの生きる力、豊かな 心の育みの支援	確かな学力の向上 豊かな心の育成 新しい時代に対応した教育の推進 スポーツ・芸術文化活動の振興 健やかな体の育成 信頼される学校づくり 幼児教育の充実
少年非行や不登校などに対 する対策の充実	不登校やいじめなどに対する対策の充実 少年非行等に対する関係機関とのネットワークづくりの推進 被害に遭った子どもの保護の推進
命を大切にすることを育む 環境づくりの推進	命を大切にすることを育む県民運動の推進  命を大切にすることを育む教育の推進
自然とふれあう体験交流の 促進	自然環境の保全とふれあいの推進 都市と農山漁村との交流の促進 地域食文化体験活動の推進

#### ※1 生きる力

子どもたちが、これからの社会を生きていくために必要な資質と能力として、中央教育審議会が「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について（第一次答申）」の中で示した考え方。「自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力」「自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性」「たくましく生きるための健康や体力」を意味する。

## **(1) 子どもの権利擁護の推進**

「すべての子どもが生命と人権が尊重され、幸せに育つ権利がある」という意識を持って子どもと接し、人権を尊重した教育を推進します。

### **① 学校・家庭・地域における人権教育の推進**

- ・いじめなど子どもの人権に深く関わる事柄や男女の共同参画、高齢者や障害者との共生などについて、子ども自身が主体的に取り組むことができるよう、学校、家庭、地域において学習の機会を充実します。
- ・社会教育における人権教育・学習のあり方及び方向性を定めるために、基礎的な調査研究を実施します。
- ・人権に対する意識を高めるためのモデル講座開催等をとおして、人権及び人権学習に関する県民の意識を啓発します。

### **② 子どもの権利擁護の普及啓発**

- ・子どもの権利擁護や子ども虐待未然防止に取り組む機運の醸成を図るための子どもの人権に関する広報等により、意識啓発を図ります。

## **(2) 次代の親の育成の推進**

男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生み育てることの意義に関する教育・広報・啓発について、各分野が連携しつつ効果的な取組を推進します。また、若年者が自立して家庭を持てるようにするための意識啓発や職業訓練等を行うことにより、就労を支援します。

### **① 思春期性教育の推進**

- ・10代の人工妊娠中絶の増加や性行動の低年齢化など、思春期の様々な問題を受け止め、避妊等の性教育を行い、思春期の人工妊娠中絶やエイズ等の性感染症を予防し、生命を大切にすることを育むための対策を推進します。

### **② 若年者の職業能力開発と意識啓発活動の推進**

- ・若年者に対して、職業に必要な資格の取得を支援し、基礎的な職業能力を身につけさせ、早期の就職に結びつける支援をします。
- ・フリーターに対し職業能力開発校で教育訓練を行い、企業実習を一定期間行うこと等により、若年者の就職の促進を図ります。
- ・若年者の雇用拡大を図るため、若年者に対し、職業に関する情報提供、職場体験機会の確保、キャリアコンサルティング、就職支援サービス等の雇用関連サービスを総合的に提供する体制を整備します。

## **(3) 子どもの生きる力、豊かな心の育みの支援**

次代の担い手である子どもが個性豊かにたくましく生きるため、特色ある教育を展開し、子どもたちに確かな学力、豊かな心、健やかな体を育てる教育を推進します。また、子どもが豊かな人間性を備え自ら考え、行動し、未来を切り拓く力などの「生きる力」と「夢を育む心」を身につける教育を推進します。

### ① 確かな学力の向上

- ・社会の変化に主体的に生きていくことができるよう、知識・技能の確実な習得と思考力、表現力等の育成のために、一人ひとりの個性と創造性に配慮した、魅力あふれる学校教育を推進します。
- ・子どもたち一人ひとりを大切に、きめ細かな学習指導や生活指導を行うため、少人数学級編制を引き続き実施します。
- ・ものづくりの基盤技術を持つ優れた技能・技術者を小・中・高校に派遣し、技術指導などを実施し、技能・技術の継承を図ります。
- ・小・中学校の児童生徒を対象に、全県的な規模で学習状況の調査を行い、学習指導上の課題を明らかにし、各学校が指導の改善に活用し、改善の方向性を示した資料を作成し、児童生徒の学力向上を図ります。
- ・多様化する高等学校生徒の実情を踏まえ、教育の質の保証と向上を図ります。
- ・小・中・高の12年間を視野に入れた「継ぎ目のない教育」を推進し、各校種が連携して系統性と連続性のある学習指導・生徒指導に努めます。

### ② 豊かな心の育成

- ・豊かな心を育むため、高齢者等の地域の人材の活用や体験活動等を活かした多様な取組を工夫し、児童生徒の心に響く道徳教育を推進します。
- ・道徳教育実施上の諸問題を研究協議し、教員の実践的指導力の向上を図り、道徳教育を通じて学校と保護者や地域住民との交流を深め相互の理解を図り、学校、地域社会における道徳教育の充実を図ります。
- ・豊かな体験活動推進地域や推進校を指定し、モデルとなる体験活動に取り組み、小・中・高等学校における豊かな体験活動の推進をします。
- ・ボランティア推進校の指定やボランティア活動の推進により、子どもたちの「福祉の心」を育みます。
- ・子どもが自発的にボランティア活動に参加できるよう、ボランティアの養成や情報提供、交流活動の推進に努めます。
- ・県民の福祉活動への参加を促進するため、子どもを含めた住民参加による友愛訪問や見守り活動などを県内全域に拡大します。
- ・子どもたちが「生きる力」を身に付けるよう、学校・家庭・地域社会の協働による取組を推進します。

### ③ 新しい時代に対応した教育の推進

- ・国際化社会の中で、共に生きる豊かな心を持ち、自国の文化や伝統を大切にし、他国の歴史や文化について理解を深める国際理解教育を推進するとともに、外国語指導助手等による外国語教育の充実に努めます。
- ・児童、生徒の発達段階に応じ、主体的に情報や情報機器を選択し活用できるよう情報教育の推進に努めるとともに、情報機器、通信ネットワークを活用した教育を推進します。
- ・子どもの創造力や探求心、自由な発想や発見を尊重し、体験的な学習を通して科学的な見方や考え方を育成する教育の推進を図ります。
- ・人と自然との共生や生命を尊重する意識を育むため、環境教育の推進に努めます。
- ・郷土の文化や歴史に対する理解を深めるため、郷土に関する教育の推進に努めます。

### ④ スポーツ・芸術文化活動の振興

- ・豊かな感性を育むため、子どもたちによる文化・芸術活動や高齢者等との交流を通じた地域の伝統行事等への参加を促進し、発表の機会の提供に努めるとともに、本県の優れた芸術文化の振興や文化財の保存・活用に努めます。

- ・子どもたちが優れた芸術作品にふれ、生涯にわたってスポーツに親しむ環境づくりに努めます。
- ・映画や演劇、出版物など、子どもたちが楽しく利用し、知的、情緒的、社会的、身体的能力の発達を促す優良児童文化媒体の開発と普及を促進します。
- ・子どもたちが様々な機会と場所で、読書活動を行える環境づくりを推進するため、関係機関等と連携し、読書活動の大切さについての普及啓発を図るとともに、読み聞かせ活動の支援体制を整備します。
- ・地域に根ざした魅力あるスポーツクラブ及びスポーツ少年団の育成を推進します。
- ・子どもの発達段階やそれぞれのスポーツニーズに応じた望ましいスポーツ活動を推進するため、指導者の研修・育成に取り組みます。

#### ⑤ 健やかな体の育成

- ・子どもたちが運動に興味を持ち、運動に親しむ環境づくりを支援することで、進んで運動を行い、体力の向上を図るとともに、生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現できるよう支援します。
- ・生涯にわたる健康は自ら獲得するという意識を早期に醸成するため、子どもたちに身近な生活の中で健康に関する知識を身に付けさせるとともに、社会活動を通じて自主的に健康生活を実践できる資質や能力の育成を図ります。
- ・公立学校の運動部へ外部指導者を派遣するとともに、指導者の資質向上のための研修を行うなど、学校の部活動を支援します。

#### ⑥ 信頼される学校づくり

- ・学校の教職員や児童生徒の安全対策能力の向上をねらいとした「防犯教室」を推進し、防犯や応急処置等についての研修を実施し、指導者の資質向上と安全な学校づくりを推進します。
- ・教職員の資質向上と学校組織の活性化を図るため、人材育成・評価を行います。
- ・学校安全推進モデル地域を指定し、地域との連携を重視した学校安全に関する各種の取組を行い、成果を普及させます。
- ・安全・安心で質の高い教育を支える教育環境の充実を図ります。

#### ⑦ 幼児教育の充実

- ・幼児期から児童期にかけての発達や学びが円滑に接続していくよう、幼・保・小連携を推進します。
- ・私立幼稚園が子育て支援の一環として行う預かり保育の取組を支援をします。
- ・地域における子育て支援のために、幼稚園の施設や機能を地域に開放する取組を支援します。
- ・幼児期の家庭における教育の充実や地域における子育て支援の推進を図るため、幼稚園・教職員・親の連携による子育て支援活動の検討・研修等を実施します。

### (4) 少年非行や不登校などに対する対策の充実

いじめや少年非行、不登校などの問題については、専門的な相談体制の強化、家庭や地域、関係機関との連携を密にし、それぞれの立場から取組を強化します。

また、開かれた学校運営を推進するとともに、子どもに対する弾力的な対応や、スクールカウンセラーの配置などの取組に努めます。

#### ① 不登校やいじめなどに対する対策の充実

- ・いじめの解決に向けて、家庭、学校、地域社会など子どもに関わる全ての者がいじめは絶対にゆるさないという共通認識を持ち、それぞれの役割を果たすとともに、連携を図りながら一体となった取組を進めます。

- ・学校における教育相談体制の充実や教員の資質向上を図るため、臨床心理に関して高度な専門的な知識や経験を有する者等をスクールカウンセラーとして配置し、活用に関する調査研究を行います。
- ・教育委員会に相談員を配置し、電話や来所による相談、学校訪問を通して、児童生徒や保護者、教職員へ支援を行います。
- ・いじめや不登校などの児童生徒の抱える問題へ適切に対応するため、関係機関のネットワーク化を図ります。
- ・不登校やひきこもりの子どもに対し、児童相談所での相談・援助活動を充実し、問題の解決に努めます。

## ② 少年非行等に対する関係機関とのネットワークづくりの推進

- ・子どもの健全育成を推進する青少年育成県民運動を進めるとともに、非行防止に関する自主的活動の推進を図ります。
- ・少年非行防止 JUMP チームによる非行防止に関する広報啓発活動のサポート等少年非行の防止と健全育成を推進します。
- ・子どもが非行を克服し、社会の中で自立した生活が営めるよう、関係機関との連携を図ります。
- ・児童自立支援施設における学校教育の充実に努めるとともに、対象となる子どもの問題の多様化など社会の変化に対応した処遇プログラムの開発に努めます。

## ③ 被害に遭った子どもの保護の推進

- ・被害少年に対して、カウンセリングアドバイザーとして臨床心理士等の専門家を委嘱し、少年補導職員等によるカウンセリング等の継続的支援活動を効果的に推進します。
- ・虐待などにより心身に傷を受けた子どもを守るため、医療・福祉・教育・司法が連携し、心身の治療とその後のケアに努めます。

## (5) 命を大切にすることを育む環境づくりの推進

子どもたちをめぐる痛ましい事件が多発していますが、このような事件を起こさないために、学校、家庭、地域社会、行政が一体となって、命の大切さを訴え、青森県の次代を担う子どもたちが、命を大切にし、他人への思いやりを持ち、たくましく生きていくように育てていく必要があります。このため、県民一体となって、命を大切にすることを育む環境づくりを推進します。

### ① 命を大切にすることを育む県民運動の推進

- ・命を大切にすることを育む県民運動推進会議に参加する民間団体や関係機関での一層の取組を推進するとともに、フォーラムの開催やポスター、チラシ、新聞広報などにより広く周知し、命を大切にすることを育む運動に関する県民の意識啓発を図ります。

### ② 命を大切にすることを育む教育の推進

- ・学校において、命を大切にすることを育む教育や道徳教育を実施します。

## (6) 自然とふれあう体験交流の促進

### ① 自然環境の保全とふれあいの推進

- ・子どもの成長にとってかけがえのない自然を守り育てるため、自然環境の保全を推進します。
- ・野外での自然体験活動をとおして、様々な冒険に挑戦することで、仲間との相互交流を深め、仲間

づくりや個性の伸張を図ります。

- ・子どもたちの交流や自然体験ができる溪流や河川、水辺、海浜空間の整備を推進します。
- ・子どもたちの自主的な環境学習を推進するとともに、緑の少年団や青少年教育施設等での自然体験活動を通して、家族や仲間とふれあいながら豊かな心を育む機会を提供します。
- ・キャンプ、アウトドアスポーツなど自然に親しむ活動を通じて自然体験、社会体験などの機会を提供し、子どもの「生きる力」を育みます。
- ・青少年教育施設などを利用する子どもたちに野外活動や地域素材を生かした創作活動の場を提供するとともに、子どもたちと社会人や大学生・高校生との交流を深めます。
- ・環境教育の推進により、ふるさとの自然や野生動物などに対する理解を深め、自然環境保全に対する子どもたちの意識を高めます。

## ② 都市と農山漁村との交流の促進

- ・都市住民や子どもたちを対象に、農山漁村を体験学習の場として活用し、農林水産業やその多面的機能の重要性の理解促進を図ります。
- ・農林漁業体験や地元の食材・料理を活用しながら、農山漁村に滞在し、地域の農業や漁業、自然や伝統文化、人々とのふれあいを楽しむグリーン・ツーリズムを推進します。
- ・農村の有する豊かな自然、伝統、文化等の多面的機能を再評価し、緑豊かな田園空間にふさわしい地域の活性化に資する各種公益施設、伝統的な農業施設及び美しい農村景観等の保全・復元に配慮した各種生産基盤等の整備を図ります。
- ・農村地域社会の発展のため、農業生産基盤の整備と農村生活環境の整備を総合的に実施し、都市と農村の交流促進を図ります。

## ③ 地域食文化体験活動の推進

- ・子どもたちが農林水産業や地域の食文化に対する理解を深め、健全な食生活をおくる力を身に付けるための「食育」を推進します。
- ・いのち育む「食」を生み出す農林水産業や地域特有の食文化に関する体験活動を通じて、子どもがいのちを慈しみ、食べ物に感謝し、ふるさとを誇りに思う心を育みます。
- ・地域食材を生かした伝統料理の積極的な情報発信や新たな食文化の創造に努めます。

## 取組の役割

### 【家庭・県民】

- ・子どもの権利を尊重する人権意識の高揚
- ・思いやりの心や命を大切に作る心の育成
- ・言葉遣いや礼儀、善悪の判断など社会的マナーや倫理観の育成
- ・自らの能力開発への積極的な取組
- ・若年者に対する助言・支援、地域社会への参加の働きかけ
- ・地域の行事や諸活動への積極的な参加
- ・多様な芸術文化の鑑賞、体験
- ・スポーツやレクリエーションへの積極的な参加
- ・生産者や高齢者等との交流や農林漁村での余暇活動への参加

### 【地域】

- ・地域における子どもの健全育成
- ・地域における関係機関の連携
- ・健全な親子関係づくりのためのサポート体制の充実
- ・町内会や地域での、子どもたち中心の行事や活動の展開
- ・歴史や自然、文化、産業など、地域の財産を学ぶ機会の充実
- ・多様な農林水産業・食文化体験学習機会の提供と支援

### 【関係団体】

- ・個性的な芸術文化の育成、発信等各活動の推進
- ・スポーツ競技力向上や普及に向けた取組の推進
- ・多様な農林水産業・食文化体験学習機会の提供と支援

### 【行政・学校】

- ・子どもの権利擁護の普及啓発
- ・命を大切に作る心を育む教育の推進
- ・子どもの生きる力を育む教育の推進
- ・関係機関、民間団体などと連携した命を大切に作る心を育む意識の醸成
- ・個々の学習状況に応じた指導の充実
- ・教員の資質向上に向けた教員研修等の充実
- ・道徳教育や体験活動の推進
- ・スポーツに親しむ環境づくりの推進と学校体育・健康教育の充実

### 3 働きながら子どもを育てるために

#### － 仕事と子育ての両立を支援します －

仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直し、多様な働き方に対応した子育て支援環境づくりについての施策に取り組みます。

施 策 目 標	重 点 施 策
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）実現のための働き方の見直し	ワーク・ライフ・バランスの普及啓発 育児休業取得への意識啓発の推進 家事・育児など家庭生活における男女共同参画の推進
仕事と子育てを両立させるための基盤整備	多様な保育サービスの提供 放課後児童対策の充実
農山漁村における子育て環境づくりの推進	農山漁村における仕事と子育てが両立できる環境づくりの推進

## (1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）実現のための働き方の見直し

ワーク・ライフ・バランスの実現について、企業や働く者、県民の取組を支援し、住民の理解や合意形成の促進を図ります。

### ① ワーク・ライフ・バランスの普及啓発

- ・家族がともにゆとりのある生活時間を確保し、子どもとのふれあいの時間を確保できるよう、年次有給休暇の取得促進及び所定外労働時間の削減等による労働時間の短縮の普及促進を図ります。
- ・育児・介護休業、短時間勤務、テレワークなどの多様な働き方を推進するとともに、パート労働者の均衡待遇の推進、働く意欲のある女性の再就職や就業継続の支援、促進に努めます。
- ・夫婦、親子が愛情と信頼の絆で結ばれたぬくもりのある家庭づくりのための「家庭の日」（毎月第3日曜日）の普及啓発を推進します。
- ・妊産婦に関する就労制限などの母性保護規定や、健康診査の受診時間の確保、通勤の緩和などの母性健康管理について、事業主への啓発に努めます。
- ・子どもの学校行事や通院など、子育てに配慮した人事・労務管理を行うよう、事業主に対する啓発に努めます。
- ・企業の人事・労務担当者及び労働者、一般県民がワーク・ライフ・バランスの実現に向けて理解を深め、合意形成するよう広報・啓発に努めます。
- ・ワーク・ライフ・バランスや次世代育成支援対策に取り組む企業の社会的評価の促進に努めます。

### ② 育児休業取得への意識啓発の推進

- ・現在実施している育児休業又は介護休業を取得した場合、生活に必要な資金を低利で融資する制度などを通じて、育児・介護休業制度の導入及び利用を促進します。
- ・男性の育児休業の取得促進方策を検討します。

### ③ 家事・育児など家庭生活における男女共同参画の推進

- ・男女共同参画社会づくりへの理解を深め、男性の家事や子育ての参画の促進など、家庭生活における男女共同参画を推進します。

## (2) 仕事と子育てを両立させるための基盤整備

多様な働き方に対応した保育サービスの充実等多様な子育て支援を推進し、子育て家庭を支える社会的基盤づくりに取り組みます。

### ① 多様な保育サービスの提供

- ・保育所定員の見直しや入所の円滑化等により、入所待機児童の解消を図ります。
- ・子どもを安心して託すことができるよう、保育所運営の健全化や保育士等の資質の向上を図り、保育水準の向上に努めます。
- ・保育所における延長保育、休日保育、一時預かりなど、多様な保育サービスを計画的に促進します。
- ・保育所に通所している子どもが、病気により集団保育が困難な期間に、保育所等に付設されたスペースで一時的に子どもを預かる病後児保育を推進します。
- ・幼稚園における預かり保育を推進します。
- ・認可外保育施設の保育サービスの向上のために、子どもに対する健康診断等の助成と職員に対する研修・指導を実施します。
- ・ファミリー・サポート・センターの設置を推進し、子育てを応援してほしい人と子育てを応援した

い人が相互に援助活動を行う地域づくりに努めます。

## ② 放課後児童対策の充実

- ・放課後や週末等に子どもたちの安全・安心な居場所を確保し、健やかに育まれるよう、放課後子どもプランを推進します。
- ・昼間保護者のいない子どもたちが、放課後適切な指導者のもとで安心して過ごせるよう放課後児童クラブの設置を促進します。
- ・放課後児童クラブの土日等の開設、障害児の受入を促進します。
- ・放課後や週末に小学校の教室などを活用し、子どもたちがスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などを実施できるよう放課後子ども教室の設置を促進します。
- ・放課後児童クラブ、放課後子ども教室、児童館の指導者に対する研修等を行い、指導者の育成と組織化を図ります。

## (3) 農山漁村における子育て環境づくりの推進

本県は、他県に比べて第一次産業従事者の割合が高いことが特徴となっています。このため、農山漁村においても男女共同参画意識の高揚、女性の経営参画や経済的自立を進めるとともに、仕事と子育てが両立できるよう、地域の実情に即した弾力的な保育サービスなどの取組を推進します。

- ・農山漁村における男女共同参画を推進し、経営及び生活面の適正な家族の役割分担や給与、休日などの就農条件の整備を進めます。また、農山漁村の高齢者等が持っている子育ての知識や経験の活用を図ります。
- ・家族経営協定の締結等による女性の経営参画や専門的な知識、技能を有する高齢者の活用を推進します。
- ・農山漁村女性の起業活動の拡大を図り、経済的自立を推進します。
- ・へき地など特殊事情にある地域における保育サービスの充実に努めるほか、施設の運営に対する支援を充実します。
- ・豊かで住みよい農村環境の整備について、地域住民やNPOなど、多様な住民参加と連携の下に、総合的に進めます。

## 取組の役割

### 【家庭・県民】

- ・家事、育児など家庭における男女共同参画の推進
- ・男女平等に関する意識の向上

### 【地域】

- ・地域における関係機関の連携
- ・女性や高齢者の知識・経験等の活用による子育て女性の支援

### 【関係団体】

- ・経営者の意識改革に対する働きかけ、助言の実施
- ・男女共同参画に関する啓発・学習機会の充実及び意識の向上

### 【事業者】

- ・安心して子どもを生み育てることができる職場環境づくりの推進
- ・従業員の福利厚生制度の充実
- ・多様な就業形態を選択できる環境づくりの推進
- ・地域社会の一員としての自覚と責任の発揮
- ・男女の職業生活と家庭・地域生活の両立のための就労環境の整備
- ・自営業における女性の経済的地位などの向上や雇用等における男女の均等な機会と待遇の確保

### 【行政】

- ・仕事と育児の両立のための就労環境の整備に関する啓発と子育て支援対策の推進
- ・多様な働き方の意識啓発の推進
- ・教育現場、家庭、地域における男女共同参画の推進
- ・多様な保育サービスの推進

#### 4 安全・安心な子育てをするために

##### － 子どもが安全に生活できる環境づくりを支援します －

子どもを犯罪や交通事故などから守り、安全に生活できる地域環境づくりについての施策に取り組みます。

施 策 目 標	重 点 施 策
子どもの安全の確保	安全な道路交通環境の整備  子どもの交通安全を確保するための活動の推進  子育てにやさしいまちづくりの推進  犯罪・犯罪被害から子どもを守る活動の推進  安全・安心なまちづくりの推進
子育てを支援する生活環境 づくり	子育てを支援する良質な住宅の確保への支援  子育てを支援する良好な居住環境の確保への支援
子どもの非行防止と健全な 社会環境の形成	子どもの非行防止と非行のある子どもの指導の充実  子どもを取り巻く有害環境対策の推進

## (1) 子どもの安全の確保

### ① 安全な道路交通環境の整備

- ・子どもを安心して外出させることができるよう、歩道や自転車歩行者道の確保、街灯の整備、ガードレールなどの交通安全施設の整備などに努めるとともに、交通安全対策の充実に努めます。
- ・冬場の安全な通学路を確保するため、歩道の除排雪に努めます。
- ・誰もが安心して通行できるよう幅の広い歩道（自転車歩行者道については幅員3m以上）等の整備と段差のない歩行空間バリアフリー化の整備に努めます。
- ・誰もが安心して道路を渡れるよう、音の出る信号機等のバリアフリー対応型信号機の整備、歩車分離式信号の運用に努めます。
- ・死傷事故発生割合が高い箇所において、信号機等の整備の他、生活道路への車両進入禁止や速度抑制等の交通規制により、交通安全に努めます。
- ・妊婦等に配慮した道路上の駐停車場所の確保等についての検討に努めます。

### ② 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

- ・子どもを交通事故から守るために、自治体・交通関係団体等地域ぐるみの交通安全活動を行い、交通事故防止に努めます。
- ・幼児・児童に映像によりわかりやすく理解させるため、交通安全ビデオライブラリを整備し、幼稚園、学校等が実施する交通安全教室等で活用することにより、交通安全意識の高揚を図ります。
- ・チャイルドシートの正しい着用を推進するため、保護者等に対して指導や情報提供に努めます。
- ・児童・幼児の自転車乗車時の乗車用ヘルメットの着用を推進します。
- ・幼児二人同乗用自転車の普及が促進されるよう、保護者等に対して指導や情報提供に努めます。

### ③ 子育てにやさしいまちづくりの推進

- ・「青森県福祉のまちづくり条例」に基づき、障害者や高齢者、妊産婦、乳幼児連れの方など、全ての県民が安心して暮らし、積極的に社会参加できる障壁のない生活環境の整備をハード・ソフトの両面から推進します。
- ・障害者や高齢者等に配慮した建築物の整備状況など、バリアフリーに関する情報の提供に努めます。
- ・公共施設や不特定多数の県民が利用する民間施設でのベビーカーの配置、授乳室、託児室や親子用トイレの整備を進めるよう働きかけていきます。
- ・新設、大改良駅及び段差5m以上、1日の乗降客5千人以上の既設駅について、鉄道事業者がエレベーター等を設置することでバリアフリー化を推進するよう働きかけていきます。
- ・地域住民にとって重要な移動手段である路線バスについて、ノンステップやワンステップスロープ付きバス車両の導入を推進します。
- ・子ども連れで楽しめ、子どもが安心してのびのびと遊べる空間の整備に努めます。

### ④ 犯罪・犯罪被害から子どもを守る活動の推進

- ・地域住民にミニ広報紙を配布し、犯罪等に遭わないための安全情報の提供に努めます。
- ・地域住民が自主的防犯活動を行うことにより、犯罪を効果的に抑止するために、犯罪の発生状況、具体的な防犯対策等に関する情報提供に努めます。
- ・子どもを犯罪等の被害から守るため、学校等との連絡体制を充実します。
- ・警察署単位で自治体、地域住民、防犯ボランティアに犯罪発生情報を提供し、犯罪発生の抑止に努めます。
- ・少年補導協力員等少年警察ボランティア等と学校関係者、警察が連携し、学校付近や通学路の防犯パトロールに努めるとともに、スクールサポーター制度を導入します。
- ・防犯設備士等により構成される青森県防犯設備協会と連携し、防犯講習等を開催して、地域住民の

自主的防犯活動の促進を図ります。

- ・教職員、保護者に対する防犯講習会を実施し、学校、保育園における安全の確保に努めます。
- ・防犯ボランティア等に対して、情報の提供や助言等を行い、防犯ボランティア活動を支援します。

## ⑤ 安全・安心なまちづくりの推進

- ・「鍵かけ・あいさつ運動」、「防犯性能の高い建物部品の普及促進」を推進して、住宅対象侵入窃盗に対する抑止力の強化を図ります。
- ・道路・公園等の公共施設、金融機関、コンビニエンスストア、住宅等の構造、設備、配置等について、犯罪防止に配慮した環境設計を推進し、犯罪に遭いにくいまちづくりに努めます。
- ・防犯、交通安全、消費生活分野全般にわたる地域の安全・安心確保に取り組む「青森型セーフティネット」の構築・普及を図ります。
- ・不慮の事故による外傷の危険性が少ないまちづくりを進めるため、セーフティプロモーションの普及啓発を図ります。

## (2) 子育てを支援する生活環境づくり

### ① 子育てを支援する良質な住宅の確保への支援

- ・入居者の世帯状況に応じた住宅の確保ができるような公共賃貸住宅間の住み替えに関する制度の改善に努めます。
- ・多様な公共賃貸住宅の中から、居住ニーズに合致した住宅を比較・選択することができるよう、情報提供や相談を総合的に推進します。
- ・子育て世帯の入居を受け入れる民間賃貸住宅に関する情報提供に努めます。

### ② 子育てを支援する良好な居住環境の確保への支援

- ・住宅のユニバーサルデザイン化や子育て支援施設を併設した住宅の供給支援を推進します。

## (3) 子どもの非行防止と健全な社会環境の形成

### ① 子どもの非行防止と非行のある子どもの指導の充実

- ・県教育委員会と県警察本部が少年非行に関して専門的な知識や豊富な経験を有するスタッフ（合同サポートチーム）を派遣し、犯罪被害防止等の取組を支援します。
- ・出会い系サイト等を利用した犯罪の被害から少年を守るために、出会い系サイト規制法や出会い系サイト等の危険性を広報啓発し、被害の防止に努めます。

### ② 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

- ・子どもの健全な育成を阻害するおそれのある有害な凶書類の販売等について規制し、各種ボランティア等との連携による有害環境の浄化活動を推進します。また、青森県青少年健全育成条例の周知を図り、県民一人ひとりが、子どもの健全な育成を助長する社会環境の形成に努めるよう意識啓発を進めます。
- ・出会い系サイト規制法及び出会い系サイトの危険性について、関係機関、関係業界等に対して指導を要請し、有害環境対策の推進に努めます。
- ・インターネット上の有害情報や、インターネット上のいじめから子どもを守るため、子どもが利用する携帯電話におけるフィルタリング・ソフト又はサービスの普及促進等に努めます。
- ・各種メディアへの過度な依存による弊害について啓発し、子どもたちが有害情報等に巻き込まれないよう、情報モラル教育を推進します。

## 取組の役割

### 【家庭・県民】

- ・地域と連携した自主的な防犯活動への参加
- ・交通安全意識の向上
- ・性・暴力などの有害な情報や健全な育成を阻害する行為からの擁護

### 【地域】

- ・防犯活動と犯罪の発生しにくい環境の構築
- ・交通安全運動の推進
- ・地域における子どもの健全育成
- ・地域における関係機関の連携
- ・事故、外傷の危険性が少ない環境づくり

### 【事業者】

- ・犯罪防止に配慮した環境設計など、犯罪の発生しにくい環境の構築
- ・交通安全運動の推進
- ・バリアフリー化など、子育てにやさしい環境の整備

### 【行政】

- ・各種犯罪の発生抑止対策・取締りの強化
- ・交通安全についての啓発活動や教育の推進
- ・防犯設備・交通安全施設等の整備
- ・性・暴力などの有害な情報や健全な育成を阻害する行為から子どもを守るための良好な環境づくりの推進
- ・事故、外傷の危険性が少ない環境づくり

## 5 みんなが子育てに参加するために

### － 子育てをみんなで支える地域社会づくりを推進します －

子育てを社会全体で支援するために、学校・家庭・地域の連携強化による社会全体の教育力の向上や地域のネットワークづくり、プランの推進体制整備について取り組みます。

施 策 目 標	重 点 施 策
地域における子育てネットワークづくりの推進	子育て支援機関のネットワークの推進 学校、医療機関、行政との連携の促進
学校・家庭・地域の連携強化による社会全体の教育力の向上	家庭教育への支援の充実 地域の教育力の向上 ※2
普及啓発活動の推進	社会全体での子育て支援に関する意識啓発の推進
推進体制の整備	子育て支援を推進するために特に支援に努める事業 県・市町村支援における推進体制の整備 地域の推進基盤づくり

#### ※2 地域の教育力

学校、家庭、地域社会それぞれの持つ教育力を十分に生かしながら、その力を結集させ、地域が一体となって子どもたちの「生きる力」や「自立する力」を育てていくことです。また、地域に暮らす様々な人々が、子どもたちの教育活動や社会参加活動に関わることで、大人自らも人間性を高めることができ、結果として魅力ある地域づくりへとつながります。

## (1) 地域における子育てネットワークづくりの推進

子育て支援サービスの質の向上を図るために、子育て支援サービスの県域のネットワーク形成の促進について取り組みます。

### ① 子育て支援機関のネットワークの推進

- ・地域での子育てネットワークの形成促進を図るため、地域子育て支援拠点等の広域的ネットワーク化や情報提供等の支援の充実を図ります。
- ・放課後子どもプラン（放課後児童クラブ、放課後子ども教室）の県域でのネットワークを図ります。
- ・子育てサークルの組織化やその活動の活性化を図ります。

### ② 学校、医療機関、行政との連携の促進

- ・学校、医療機関、福祉関係機関、行政機関等の連携を図ることにより、子どもへの虐待未然防止・早期発見のネットワーク構築を促進します。

## (2) 学校・家庭・地域の連携強化による社会全体の教育力の向上

学校・家庭・地域がそれぞれの役割・責任を自覚し、連携・協力し、地域社会全体で子どもを育てる観点から、家庭や地域の教育力を総合的に高め、社会全体の教育力の向上を目指す施策に取り組みます。

### ① 家庭教育への支援の充実

- ・家庭の教育力を高めるため、地域における家庭教育支援の充実と地域全体で家庭を支える基盤の形成を促進します。
- ・家庭教育支援に関する研修を行い、地域において活動する家庭教育支援者を育成します。
- ・早寝早起きや朝食を摂ることなどに関する情報を提供し、子どもの望ましい基本的な生活習慣を育成するための環境を整えます。

### ② 地域の教育力の向上

- ・学校と地域のパートナーシップの下に地域で学校を支える体制づくりを推進します。
- ・地域の子どもと大人がスポーツやレクリエーション、文化活動等を通じて、人と人、地域と地域が活発に交流できる環境をつくり、地域のコミュニティを再生します。
- ・特別支援教育諸学校の児童生徒及び地域住民を対象としたスポーツ交流会を開催し、地域スポーツの振興を図ります。
- ・地域と学校が連携協力し、奉仕活動・体験活動の機会充実を図ります。
- ・児童生徒に、「豊かな人間性や社会性」並びに「自ら学び自ら考える力」を育むために、自然体験活動や奉仕的な活動、ものづくりや勤労生産活動、職業体験などを取り入れた学習を推進します。
- ・子どもたちの成長にとってかけがえのない自然を守り育て、自然に親しむ機会を作ります。
- ・郷土の貴重な文化財や資料を、子どもたちの学習教材として活用できるよう支援をします。
- ・青少年が科学技術に興味を持ち、豊かな創造性を養うことができる環境の整備を図ります。
- ・地域住民など多様な主体の参加を促進しながら、農林水産業の生産基盤や農山漁村の生活環境の基盤づくりを通じた環境の保全・再生を推進します。
- ・子どもたちの自主的な環境学習・環境活動を支援するため、地域内における環境活動を推進します。

### **(3) 普及啓発活動の推進**

子どもが一人の人間として尊重されるとともに、子育ての重要性を認識し、男性も女性も子育てを楽しむことができ、社会全体で子育てを支援することができるよう普及啓発活動を推進します。

- ・子どもの健全育成や「命を大切に作る心を育む県民運動」の推進、男女の固定的な役割分担意識の是正、女性の社会参画の促進、子どもの人権の尊重などについて、家庭や地域、学校、職場などにおいて、広く県民の意識啓発を推進します。
- ・子どもの健全育成に関わる県民運動を支援し、子育て支援社会への一人ひとりの主体的な関わりを推進します。

### **(4) 推進体制の整備**

この計画を、「県民参加」と「利用者本位」の視点に立って、総合的に推進するため、県民の意見やニーズを把握し、市町村との連携をはかり、市町村への支援を行い、関係機関と一体となって取り組むとともに、施策の展開にあたっては、子どもの意見を尊重するように努めます。

#### **① 子育て支援を推進するために特に支援に努める事業**

- ・子育て支援の重要な部分を占める保育事業については、市町村行動計画が推進されるよう特定事業（通常保育事業、特定保育事業、延長保育事業、夜間保育事業、夜間養護等事業、休日保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童健全育成事業、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポート・センター事業、短期入所生活援助事業）に対する支援に努めます。

#### **② 県・市町村支援における推進体制の整備**

- ・プランの推進状況の把握や施策の円滑な実施に努めます。
- ・市町村における行動計画の計画的な施策の実施の支援に努めます。

#### **③ 地域の推進基盤づくり**

- ・子育て支援活動を行うボランティア、NPO、子育てサークル、母親クラブなど、地域で子育てを支える人たちの地域のネットワークづくりや活性化を図り、地域の子育て支援を推進する基盤づくりに努めます。
- ・仕事と生活の調和の実現に向けた働き方の見直しなど、地域の企業、子育て支援団体等が相互に密接に連携し、協力し合いながら、地域の実情に応じた取組を進められる基盤づくりに努めます。

## 取組の役割

### 【家庭・県民】

- ・学習成果を生かした地域活動への参加
- ・学校などにおけるボランティアの体験
- ・地域のボランティア、NPO活動などへの参加
- ・地域コミュニティの活性化、地域社会の連帯感の醸成
- ・生活体験の充実や、祖父母との世代間交流を含めた家族のふれあいの推進
- ・子どもの成長の見守り

### 【地域】

- ・町内会や地域での、子どもたち中心の行事や活動の展開
- ・歴史や自然、文化等、地域の財産を学ぶ機会の充実
- ・世代を超えた交流による豊かな人間関係づくりの場の充実
- ・子どもや子育て家庭への見守り

### 【事業者】

- ・社員に対するボランティアの推奨
- ・ボランティア活動への参加及び企画

### 【関係団体】

- ・構成員などに対するボランティアの推奨
- ・ボランティア活動への参加及び企画
- ・他のボランティア団体との連携や、行政とのパートナーシップの構築に向けた意識の向上

### 【行政・学校】

- ・関係機関のネットワークの推進
- ・学校と地域を結ぶ人づくりの推進
- ・家庭教育を支える地域づくりの推進
- ・ボランティア、NPO活動などの促進にむけた情報提供などの充実
- ・子育て支援に関する意識啓発の推進
- ・プランの着実な推進

## 6 施策の目標

施策の基本方針	施策目標	施策の目標指標	現状値	26年度目標値
1 安心して子どもを生み育てるために一家庭での子育てを支援します	(1)母性並びに子どもの健康の確保及び増進 (2)地域における子育て支援サービスの充実 (3)障害児対策の充実 (4)子どもへの虐待防止対策の充実 (5)様々な環境にある子どもへのきめ細やかな取組の推進	・乳児死亡率 (青森県保健統計年報)	2.5 /出生千対 (H16~H20 平均)	減少
		・合計特殊出生率 (青森県保健統計年報)	1.30 (H20)	増加
		・里親等委託率 (福祉行政報告例)	11.8% (H20)	16.0%
2 健やかに心豊かに育つように一豊かな心、命を大切に育む支援と健全育成を推進します。	(1)子どもの権利擁護の推進 (2)次代の親の育成の推進 (3)子どもの生きる力、豊かな心の育みの支援 (4)少年非行や不登校などに対する対策の充実 (5)命を大切に育む環境づくりの推進 (6)自然とふれあう体験交流の促進	・学校が楽しいと思う児童・生徒の割合 (県「青少年の意識に関する調査」)※隔年調査	84.0% (H20)	増加
		・不登校児童生徒の在籍比 (児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査)	小0.26% 中2.95% 高0.85% (H19)	小0.23% 中2.51% 高0.85%
		・いじめ問題の解消率 (児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査)	小89.2% 中83.6% 高89.6% (H19)	小90.0% 中90.0% 高90.0%
3 働きながら子どもを育てるために一仕事と子育ての両立を支援します。	(1)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)実現のための働き方の見直し (2)仕事と子育てを両立させるための基盤整備 (3)農山漁村における子育て環境づくりの推進	・育児休業取得率 (県「青森県中小企業等労働条件実態調査」)	女76.7% 男0.0% (H20)	女90.6% 男1.23%
		【再掲】 ・合計特殊出生率 (青森県保健統計年報)	【再掲】 1.30 (H20)	【再掲】 増加
		・放課後児童クラブ等設置率 (県健康福祉部、県教育庁) ※年間開設日数200日以上に限る	67.8% (H20)	75.0%
4 安全安心な子育てをするために一子どもが安全に生活できる環境づくりを支援します。	(1)子どもの安全の確保 (2)子育てを支援する生活環境づくり (3)子どもの非行防止と健全な社会環境の形成	・子どもの交通人身事故死傷者数 (交通年鑑あおもり)	560人 (H20)	減少
		・地域の大人から挨拶されている小中高校生の割合 (県「青少年の意識に関する調査」)※隔年調査	69.6% (H20)	82.0%
5 みんなが子育てに参加するために一子育てをみんなで支える地域社会づくりを推進します。	(1)地域における子育てネットワークづくりの推進 (2)家庭や地域の教育力の向上 (3)普及啓発活動の推進 (4)推進体制の整備	・小中学校における学校支援ボランティア導入割合 (県教育庁)	78.0% (H20)	80.0%
		・子どもの健全育成活動を行うNPO法人数 (県環境生活部)	89法人 (H20)	増加